

小田原市営住宅条例施行規則の一部改正の骨子案について

1 改正の背景

本市営住宅の入居資格は、原則として2人以上の家族世帯となっていますが、例外的に単身者でも入居できる住戸は「居室数が2以下又は住戸専用面積が43平方メートル以下」と定められており、市営住宅全体の1,616戸のうち890戸あります。

過去10年間の入居募集において、応募者のうち単身者の割合は約6割であり、単身者でも入居できる住宅には募集が集中する傾向がありました。

こうした状況の中、平成29年3月の「小田原市営住宅ストック総合活用計画」の改訂によって、建替えや用途廃止の方針としている住宅には新たな入居募集を停止することとなりました。このため、今後募集を継続する住戸数は536戸減少して1,080戸となり、そのうち単身者でも入居できる住戸は364戸に減少します。

このように、単身者でも入居できる住戸が不足することから、比較的広い住戸にも単身者が入居できるようにするため、小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正するものです。

2 改正の内容

単身者でも入居できる住戸を「居室数が2以下又は住戸専用面積が50平方メートル以下」に変更します。

これにより、単身者でも入居できる戸数を220戸増やして584戸とし、今後も募集を継続する住宅1,080戸のうち54.1%を単身者でも入居できる住戸とします。

3 適用年月日

平成30年4月予定

4 備考

(1) 単身者でも入居できる住戸数

分類	戸数条件	単身入居可の戸数	総戸数
現在	総管理戸数	890戸 (55.1%)	1,616戸 (19団地)
今後も 募集継続	現在の基準 (43㎡以下)	364戸 (33.7%)	1,080戸 (9団地)
	規則改正案 (50㎡以下) ※	584戸 (54.1%)	

※内訳については参考資料のとおり

(2) 過去の応募者数

各年度の 平均値	応募者の世帯状況		抽選区分の申込状況			
			家族向け住戸		単身者入居可の住戸	
	応募者数	単身世帯率	応募者数	応募割合	応募者数	応募割合
過去10年	133.0人	57.3%	52.5人	41.9%	72.9人	58.1%